

第2回豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する検討会

日時 平成28年10月23日(日)

13:00～15:20

場所 TKPガーデンシティ京都 2階 桜

出席委員等(○印は議事録署名人)

永田座長

武田委員

高月委員

○中杉委員

○松島委員

氏家委員

I 開会

- (大山環境森林部長から挨拶)

II 議事録署名人の指名

- (座長) 本日の議事録署名人を中杉委員と松島委員にお引き受けいただきたい。よろしく願います。

III 傍聴人の意見

<豊島住民会議>

- (豊島住民会議) 心配なことが1点、それから、お願いが1点ある。

まず心配なことだが、7月10日、第41回管理委員会、8月11日、第1回施設撤去等検討会、8月28日、第25回排水・地下水検討会、9月4日、第37回処理協議会が開かれた。9月21日、浜田知事は9月県議会冒頭、7月末測量で廃棄物が9,000トン増えたことを報告し、10月14日、県議会最終日、10月1日測量でさらに2,000トン増え、廃棄物の総量は11,000トン増え、915,000トンになったことを報告された。

2000年6月6日に成立した公害調停で定めた期限は、来年の3月末日である。9月末、廃棄物の底面掘削は完了する計画だったが、今も掘削された廃棄物は、ぼた山状に仮置きされ、その下には、約5,000㎡の未掘削の廃棄物が残されている。豊島住民は、調停期限が6カ月を切り、安全かつ確実な進行管理を非常に心配している。

そして、お願いだが、本日の委員会の関係で、8月11日、第1回施設撤去の検討

会で、住民側が見学台について発言し、資料を検討会に提出するよう要請され、見学台の資料をお配りした。中間保管・梱包施設が撤去されると、現場全体が見学できる場所がなくなる。2001年に設置された見学台と同じ場所に、中間保管・梱包施設が撤去される前に住民側で見学台をつくり、今後の見学者対応をしようと考えている。

環境省の中四国事務所との事前折衝で、国立公園の第2種特別地域だが、許可申請をしてもらえれば許可するとの内諾をもらった。申請から許可まで半年かかるので、半年前に申請してほしいと言われている。

従って、この委員会や県にお願いしたいことは、いつごろ撤去作業にかかり、撤去完了の時期はいつなのか、早期に検討してほしいということである。撤去事業と完了時期が明確になれば、環境省に許可申請をしたいと考えている。よろしく願いしたい。

- （座長）今、撤去と言われているのは、この古いほうの見学台の話か。
- （豊島住民会議）中間保管・梱包施設と、それから先生が今言われた、古いほうの手すりとか、そういうものである。
- （座長）了解した。前半の部分では、何かコメントはあるか。
- （県）今、話があったように、廃棄物の推計量が増えていて、知事のほうから、機械的に計算すると処理完了が3月末となることをご報告させていただいた。これについては、今月末の管理委員会でも詳しく説明したいと考えているが、豊島住民の方々も含め、さまざまな方にご心配をかけるような結果になっていることは、十分承知している。

我々としては、早期の運搬や早期掘削に全力を尽くしたいと思っており、また、何か処理量アップの方策はないかということも含めて、いろいろ考えているところである。何としても処理については完了したいと思っており、搬出期限についても守っていきたい。もちろん、環境保全や安全面には最大限の配慮はしていきたいと思っている。

- （座長）1点目の話、前半の話はまた来週、詳しくやるため、そのときに同じような発言をして欲しい。

2点目の見学台の件について、事前に県のほうにも申し上げていたが、別に並行で存在していても構わない。中間保管・梱包施設の撤去の時期がどうだという話ではなくて、早急にかかってもらってもいいのかなど。そのためには、古いほうの見学台を撤去していかななくてはならない。ただ、県の場合には予算措置だとか、いろいろなことがあるだろうから、そのへんのところは考えてもらわないといけないのだが、できるだけ早くあれは撤去しておかなければいけない。

この撤去の委員会の中で、この見学台の話をしてほしくないのは、あれは後から付けられた施設だし、別にそう大して問題になるような施設でもないのです、そういう意味では、できるだけ早く県のほうで対応してしまえば、それで終わりかなというふうに思っ

いる。

○（県）了解した。

○（座長）その予定は立っているのか。

○（県）予定というところはまだだが、私どもも廃棄物の搬出終了後、施設全般にあたっては、早期に撤去したいと考えている。

見学台のことについても、周りに水路などがあるので、そこの工事と絡めて、いつできるかということは、早く考えたいと思っている。いずれにしても早く、順番も含めて、検討については早期に着手したいと考えている。

○（座長）いつごろ決着をつけられるのか。例えば、来年度の初めぐらいに、予算も申請した上で対応できるのか。

○（県）予算については、管理委員会のほうへ出したとおり、29年度から、いろいろなものを含めて着手するため、見学台も含めた予算措置はしていこうと考えている。

着手時期については、順番をどうしていくかということを考えていく。

○（座長）見学台については、この検討会の撤去の話とは別だが。

○（県）これとは別なのは、承知している。

○（座長）了解。

○（県）早めに検討して、早く住民会議の方にもこの時期にというのはお示ししたいと思っている。あとは、工事になるので、工事で手順前後とか、手戻りが少ないような形を早くお示ししたいと思っている。

○（座長）あまり現場とは関係ないかなと思っている。見学台撤去についてはできるだけ早く対応してしまって、撤去を待つのではなくて、その日程が決まれば、申請のほうは早めにやっておいてもらったほうがいいのではないかと。6カ月というのは最低限の話のような印象を受けるので、もう少しかかるかもしれないから早めに対応しておいてもらったらい。若干の変更は利く話かなと思っているので、概要が決まった段階で、環境省のほうに申請しておいてもらって、できるだけ早く許可を取るような手続きを進めておいて欲しい。

○（豊島住民会議）では、6月ぐらいをめどにやってもよいか。

○（座長）6月は無理ではないか。後で相談しよう。

○（豊島住民会議）了解。

○（座長）予算を取って、4月からとりかかって、6月に終わるとは約束できない。

○（県）撤去の工事の着手もあり、予算が通ってからすぐ業者が決まるという話でもないため、2カ月で撤去するという約束は、申し訳ないが、しかねる。なるべく早く着手したいと思っているので、付近の構築物と併せてどのようにしていくかということについては、一生懸命考えていきたいと思っている。

○（座長）よろしいか。

○（豊島住民会議）はい。

IV 審議・報告事項

1. 豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する基本方針（修正案）【資料Ⅱ－１】

○（県）前回、８月１１日に開催した第１回検討会において、いただいたご意見等をもとに修正案を提出したものである。修正箇所のみ、説明する。赤字のところは第１回検討会での原案からの修正箇所である。

まず、方針のところで、「堆積」という語句が何箇所か赤字になっているが、原案では「付着」という語句を使用していた。これは、施設そのものが汚染されているという誤解を招かないように、「堆積」という語句に変更したものである。

次に４番目の施設の解体に先立つ堆積物の除去・除染の徹底にある赤字のかっこ書で、「施設の解体撤去に伴い発生した廃棄物や有価物をいう。」としているが、原案では、６番目のところ、施設撤去廃棄物等の有効利用の実現のところ施設撤去廃棄物等を説明していたものを上の４のところへ移動させて修正したというだけである。

2. 豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する基本計画（修正案）【資料Ⅱ－２】

○（県）計画は、前回からかなり見直しており、まず、一番上のところに、「基本的な考え方」を今回新たに加えている。具体的には、「本基本計画は、低濃度のPCBやダイオキシン類、重金属等に汚染されている豊島廃棄物等の処理を目的に建設された豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関するものである。」とし、計画の対象を明確にした。そして、「次の基本的な対応方針を踏まえるとともに、『豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する基本方針』に従い、豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する基本計画を以下のように定める。」とし、その基本的な対応方針として、「豊島廃棄物等の処理完了後の上記施設等には、豊島廃棄物等やその燃焼に伴って発生したばいじん等が堆積した状態となっており、これらについて十分な除去・除染を行い、除染完了後の測定・確認の結果に基づいて解体・撤去・払出し等を実施する。」とした。

次に「1. 用語の定義」である。これもところどころに「堆積」という語句が赤字になっている。これは基本方針のところでも説明したが、原案では「付着」という語句を使用していたところを、施設そのものが汚染されているという誤解を招かないよう、「堆積」という語句に変更したものである。

それから、（９）作業場の定義、（１０）作業環境対策の定義、（１１）作業環境測定の定義、この３点を新たに定義として加えた。特に（１１）の作業環境測定につきましては、前回の検討会において、委員の先生から、周辺環境モニタリングについては、環境以外に除去、除染、解体の時の作業環境もあるので、作業環境も重視するのであれば、用語の定義を別立てにしておいたほうが良いとのご意見に基づく修正である。

（１３）施設の撤去等に係る周辺環境モニタリングの定義は、施設等の撤去のどの時期にどの地点で行うものなのか明確にしたほうが良いという委員の先生からのご意

見に基づく修正である。

2 ページの、3. 撤去等の実施にあたっての原則では、作業・工程・スケジュール等について検討を行い、工程ごとの実施計画等を立案し、当撤去等に関する検討会、管理委員会で審議・承認を得たうえで撤去等を実施し、今後の撤去関連工事の際に参考とするため、実施後の評価についても随時行うこととした。

6. 作業者の健康診断と作業環境対策及び作業環境測定の実施については、前回の案では環境保全対策の中で記載していたものを独立させて、新たに項目を立てた。内容については、前回の検討会において「血液検査で特定の化学物質で異常が出る場合があるので、調べておいたほうが良い」との委員からのご意見もあったことから、「作業従事者に対し、労働安全衛生法に基づく一般健康診断を実施する。また必要に応じて血液検査を実施するとともに、作業場の状況に応じた適切な保護具等の選定・着用や局所排気・除じん装置を設置するなど、作業環境対策に万全を期す。また、堆積物の除去・除染及び解体撤去時においては、作業環境測定を実施する」としている。この作業環境対策、作業環境測定については、それぞれ具体的な内容については別途定めるとしており、この後、次第の4のところで説明するガイドラインの中で定めることとしている。

3 ページの、7. B A Tを適用した堆積物の除去・除染作業の実施については、その実施に当たって、「その状況に応じてB A Tに基づき適切な方法を採用する。そして堆積物の除去・除染作業を終えた各設備等について、除染完了の判断基準に基づく除染完了の測定・確認を実施する」こととしており、これもそれぞれガイドラインの中で定めることとしている。

8. 施設撤去廃棄物等及び除染等廃棄物の適正な処理の実施では、施設の解体撤去に伴い発生した廃棄物や有価物である施設撤去廃棄物については、堆積物の有無を基にその後の取扱い・処理委託等を決定することとしている。

なお、中間処理施設で使用した耐火物、バグフィルタのろ布及び排気用ならびに換気用の活性炭等については、堆積物の有無によらず、特別管理産業廃棄物の判断基準に準じて適正な処理を行うこととしている。

(2) 除染等廃棄物の中間処理施設を活用した処理の実施、及び(3) 施設撤去廃棄物等の払出しの実施についても、具体的な内容については別途定めることとし、それぞれガイドラインの中で定めることとしている。

9. 環境保全対策及び施設の撤去等に係る周辺環境モニタリングの実施については、「堆積物の除去・除染及び解体撤去においては、排気・排水等の環境保全対策を実施するとともに、作業の実施前後及び実施期間中に施設の撤去等に係る周辺環境モニタリングを実施する」として、具体的な内容については別途定めるとして、それぞれガイドラインの中で定めることとしている。

最後の10. 情報の収集、整理及び公開については、撤去等の作業状況について、

文書や写真等による記録を残すとともに、必要と認められる設備等については、適切な時期に委員又は技術アドバイザーによる確認を得るものとした。

4 ページについては、2 ページの4. 撤去等の順序・工程のところに出てきた表3、撤去等の順序、工程等の概要及び実施する対策等を定めている。まず、除去作業等に入る前の工程等の区分の「事前」というところだが、事前①の段階で、「設備等の分類区分」、これは後ほど説明する表4に記載されているが、この「設備等の分類区分」に応じた作業従事者の安全確保対策や周辺環境対策を決定する。この「事前」の段階では、右側の「実施する対策等」の欄に○が入っているとおり、作業環境測定及び施設撤去等に係る周辺環境モニタリングを実施する。

工程等の区分の「除去」、②の段階では、堆積物の除去作業を実施する。この除去作業を実施している間は、右の欄に○が入っているとおり、作業環境対策、環境保全対策が取られ、作業環境測定や周辺環境モニタリングを実施する。

工程等の区分の「除染」の段階では、まず③堆積物の除染作業を実施する。この除染作業を実施している間も、右の欄に○が入っているとおり、作業環境対策、環境保全対策が取られ、作業環境測定や周辺環境モニタリングを実施する。

④「除染完了の判断基準」に基づく除染完了の測定・確認を実施して、⑤除染等廃棄物の中間処理施設等での処理を実施し、⑥必要と認められる設備等についての委員又は技術アドバイザーによる確認を実施する。なお、⑤の除染廃棄物について、処理委託する場合には、工程等の区分「払出し」⑧を適用することとしている。

工程等の区分「解体撤去」⑦では、除染の程度に応じた設備等の解体・分別作業を実施する。この解体・分別作業を実施している間は、右の欄に○が入っているとおり、作業環境対策、環境保全対策が取られ、作業環境測定や周辺環境モニタリングを実施する。

工程等の区分「払出し」⑧では、分別の判断基準に基づく施設撤去廃棄物等の払出しを実施する。

工程等の区分「事後」⑨では、委員又は技術アドバイザーによる撤去完了の確認を実施する。そして、右の欄に○が入っているとおり、周辺環境モニタリングを実施する。

次に、工程等の区分「全般」⑩では、作業全般を通じた情報公開を実施し、管理委員会等による審議や承認を得た上で行っていく。

5 ページの図1、撤去等の主な流れは、4 ページの表3で説明した撤去等の順序、工程等を図にしたものであり、○付き数字は、4 ページの表3の順序の欄の数字に符合している。

まず、事前に、設備等の分類区分に応じた作業従事者の安全確保対策、周辺環境対策を決定する。

点線で囲っている左側のところは、6 ページにある表4の区域A、豊島廃棄物等の

処理作業の区域以外の設備等や、区域B区分1の豊島廃棄物等の処理作業の区域のうち豊島廃棄物等が接していない設備等、これらの設備については除去・除染作業を要せず、堆積物のない施設撤去廃棄物等とされ、その後一般的な解体・分別作業を経て、一般的な払出しが行われ、委員又は技術アドバイザーによる撤去完了の確認が行われるという流れになっている。

点線で囲っている右側のところ、表4の区分2、区分3については、堆積物の除去・除染作業を経て、④「除染完了の判断基準」に基づく除染完了の測定・確認が実施され、基準以下の場合、左側の矢印に進んで、⑥委員又は技術アドバイザーによる確認を受けて、堆積物のない施設撤去廃棄物とされ、その後一般的な解体・分別作業を経て、一般的な払出しが行われ、委員又は技術アドバイザーによる撤去完了の確認が行われるという流れになっている。

④に戻って、④「除染完了の判断基準」に基づく除染完了の測定・確認が行われ、基準を超過した場合は、右側の矢印に進んで、また上に上がるような形で除染作業が再度行われ、「除染完了の判断基準」に基づく除染完了の測定・確認を再度行う。その結果、基準以下の場合先ほどと同じで堆積物のない施設撤去廃棄物等とされるが、再除染後に判断基準を超過した場合は、堆積物ありの施設撤去廃棄物等とされ、⑦除染の程度に応じた解体・分別作業、⑧「分別の判断基準」に基づく払出しが行われ、最後に委員又は技術アドバイザーによる撤去完了の確認が行われるという流れになっている。

②除去作業、③除染作業によって生じた除染等廃棄物は、原則として中間処理施設で溶融処理を行い、中間処理施設の稼働停止後に生じる除染等廃棄物については、⑧「分別の判断基準」に基づく払出しを実施するという流れになっている。また、一番下の⑩のとおり、作業全般を通じた情報公開を実施するとともに、管理委員会等による審議や承認を得た上で行っていく。

6ページの表4、設備等の分類区分では、区域を豊島廃棄物等の処理作業の区域以外である「区域A」と、豊島廃棄物等の処理作業の区域である「区域B」に分けて、「区域B」はさらに、豊島廃棄物等が接していない設備等である「区分1」、豊島廃棄物等の熱処理物が接した設備等である「区分2」、豊島廃棄物等が接した設備等である「区分3」に分けて分類している。

「区域A」の主な設備等は、事務室、見学者ルーム等で、豊島廃棄物等は扱っておらず、堆積物はないと考えられる。

「区域B」の区分1の主な設備は、給水設備、電気・計装設備等で、豊島廃棄物等は接しておらず、堆積物はないと考えられる。「区域B」の区分2の主な設備は、焼却・溶融炉、熱回収・排ガス処理設備等で、豊島廃棄物等は接していないが、設備等によってはダイオキシン類や鉛により汚染された堆積物が残存している可能性があると考えられる。「区域B」の区分3の主な設備は、受入ピット、投入クレーン等の受入供給

設備、前処理設備等で、豊島廃棄物等が接しており、ダイオキシン類、P C B及び鉛によって汚染された堆積物が残存している可能性が高いと考えられるという分類になっている。

最後に、資料Ⅱ－２の別添として、「豊島中間保管・梱包施設等に関する基本方針」「基本計画」、ガイドライン及びマニュアルの関係を示した資料を用意している。これまで説明した基本方針、基本計画の下に、ご覧の５つのガイドラインと９つのマニュアルを作成することとしている。

一番下の注に書いてあるように、網掛けしているガイドライン４つ、マニュアル４つの素案を本日の検討会でご審議いただくものであり、その他のガイドラインとマニュアルは、申し訳ないが、まだ準備できていないので、次回の検討会でご審議いただきたいと考えている。

- （座長）今の最後の資料と、途中途中で出てくる、「別途定める」というのがあるが、その関係が分かりづらい。後でいいが、Ⅱ－１・２の別添「豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する基本方針、基本計画、ガイドライン及びマニュアルの関係（以下、別添とする）」のところで、たとえば、１．作業従事者の安全確保ガイドラインの下に○がついてマニュアルがある。この○を①とすると、その次の２のほうは、①、②、③が出来上がる。

そうやって、各委員の先生方にも番号を振っていただいて、最後は、情報収集公開マニュアルは、６．となる。

Ⅱ－１基本計画の最初から、「別途定める」がどこに対応しているか、説明できるか。例えば、２ページ目の６から「別途定める」が出てきて、６では「具体的な内容については別途定める」が２つある。

- （県）これについては、「作業従事者の安全確保ガイドライン」１．のところで、この２つの具体的な内容について、別途定めるという分について記載しているということである。
- （座長）両方が１．になるわけか。
- （県）そのとおりである。
- （座長）それで、別添の１．とプラスで１．の①が、基本計画のこの部分に該当するということか。
- （県）そうである。
- それから、３ページのところ、７．BATを適応した堆積物の除去除染作業の実施のところで、（１）と（２）は、両方とも「具体的な内容については別途定める」となっているが、これについては、別添の２．の「堆積物の除去除染作業ガイドライン」の中で記載している。
- （座長）その下のマニュアルは、関係ないのか。

○（県）マニュアルのところについては、そのうち、堆積物の除去除染作業の方法については、この①「堆積物の除去・除染作業マニュアル」の中で記載している。

この①については、あくまでも豊島の施設のマニュアルであるため、②の直島の中間処理施設は今後作成するということである。

○（座長）この3ページ目の（2）のほうの「具体的な内容については別途定める」というところは、別添の2.のガイドラインは絡むのか。

○（県）そのとおりである

マニュアルについては、ガイドラインの下の③のところにかかってくる。

それから、基本計画3ページの8のところについては、（1）（2）（3）全部が別添3.のところにかかってくる。

○（座長）その下、別添の3.の①は、まだ出来上がっていないけれど、これは今のところに全部関わってくる内容が、まだ出てきていない①になるということか。

○（県）その予定である。

それから、3ページの9番のところ、環境保全対策及び施設の撤去等にかかる周辺環境モニタリングの実施については、4.のところである。

○（座長）対応関係が分かるように、整理してホワイトボードへ書いて、後で詳細を聞かせて欲しい。

○（県）了解した。

○（中杉委員）基本計画の4ページ表3で、7番の解体撤去というのが、これがもうひとつよく分からない。解体撤去のところのマニュアルとは何なのだろうか。「施設撤去廃棄物及び除染廃棄物の処理ガイドライン」の中に入ってくるのか。

というのは、この表3を見ると、分別作業の実施というのは、解体撤去のところに入ってきている。払出しのところに「分別の判断基準に基づく施設撤去廃棄物等の払出しの実施」ということで、たぶん分別の判断基準というのは、分別作業を行うための基準で、そういうことでやれば、分別作業の実施のところに「分別の判断基準に基づく」というのが当然入るのではないか。

○（座長）それも入るということである。

○（中杉委員）はい。分別の判断基準に基づく施設撤去の廃棄物の払出しの実施というのを、もう一つ、ここは書かなければいけないのかなと思う。

あとのマニュアルを先に読んでいくと、基本計画の7のところガイドラインで具体的にどういう形で書かれているのかと。細かく読んでいくと、基本計画8.のところは今回は説明がないところ（別添の3.）に入っているのかもしれないが、この中に基本計画7.も入ってくるのか。

要するに、施設の解体などをするときにも、一応ガイドラインみたいなものをつくっておいたほうが良いと思う。そのあたりが明確に出てきていないような感じがするので、これからのご説明かもしれないが、少し気になった。

- （座長）対象が多岐にわたるので、少し書きづらいところがあるかもしれない思っていて、あまり、個別のところでは突っ込んで書いていってしまうと、複雑になりすぎるかもしれない。

イメージ的には、ガイドラインは方針的な内容だから、施設撤去のところはきちんと書いておいてもらいたい。

マニュアルは、実際に作業内容が、まだ見えてきていないかもしれないが、外部委託でどういう基準で委託するのかということも含めて、そういうのを決める段階のところでは、何かの形で示した方がよいと思う。

マニュアルは、もしかしたらまたブレイクダウンして、実際に作業をやられる方々が活用していくようなものとしても、何と呼ぶのか分からないが、そういうものも整備していってもらわなければいけないわけなので、それを意識したような書き方に、マニュアルの段階でしておいてもらってもいいし、あるいは、ガイドラインでそれを規定してもいいのかなという気がする。

解体撤去の部分が本題のところだけれども、全体を解体撤去というふうに思っているから、そこだけ抜き出して解体撤去という言葉も適切かなという気がしないでもない。だから、そのあたりのところをもう少し分けて、解体作業とか撤去作業に関するガイドラインという格好になってくると思うので、そういうニュアンスを出しながら、次回までに整備しておいて欲しい。

- （委員）結局、県のほうは、解体撤去工事を発注するとき、その入札時までには、例えば今検討しているものが完成したとして、この内容でどうするのかという計画と、いくらでやるんだということを出しなさいと、それでいくのか。

それとももっと細かいことまでやって、そのうえで、これをやりますからということと出されるのだろうか。それに関係すると思う。

というのは、ここががちに決めてしまっているものかということも、逆にある。

- （県）基本的には、マニュアルまでの分については、ここで決めていただいたものについては、発注する際には、これを遵守しなさいという形で出そうかと思っている。当然、個々の工事は、先生がおっしゃっているとおり、いろいろなことが発生すると思うので、あまり細かいところまで決めてしまうと、現場が動かなくなる可能性がある。原則としてはこちらを使っただいて、その上で、業者さんのほうから、おそらく施工計画か何かが出てくるため、そういったものを見ながら工事をしていただくということになろうかと思う。

ここで決まっているのは大原則であって、例えば保護具の分とか、そういったことはもう法律でも決まっておき、さらにマニュアル等まできちんと固めてしまっているのだから、これは絶対厳守してもらおう。特に豊島廃棄物等処理事業であるため、きちんとした環境保全、作業者の安全については、必ず遵守してくださいという形では出そう

かと思っている。

- （委員）当然、作業環境測定のところも、同じような考え方でいいか。
- （県）はい。作業環境測定とか周辺環境モニタリング、これは県がするのか、業者がするのかはあるが、そこはきちんとやっていくのは当然だと考えている。
- （座長）そういう意味からすると、基本方針のほうは、その都度改定するというのは少しおかしいのかなと思っているし、これで皆さん、ご了承いただければ、これをベースにする。

基本計画のほうは、ご指摘いただいたものは、また修正して形になっていくし、また、見直しが出てくるかなと思っているので、一度基本計画として、今回のバージョンで日付入りのここの部分は決めておいて、次に直すときは、次の日取りのときの改定版にしていくという形で、これをどんどん直していくという形の表現で、資料をつくらせてもらってよいか。

- （委員）はい。
- （座長）そうでないと、いつまでたっても案のままできて、赤字がどんどん増えていくだけみたいになってしまうのも、どうかなと思っている。

今日ご指摘いただいたような話で、修正は、今日のものをご了承いただいた上で、改定版という格好で出させてもらおう。

- （県）了解した。
- （座長）そうしよう。そのほうが見やすくなるし、了解されたところがはっきりするかなと思う。

その中で、今日のような話をうまく、こっちの資料（別添）のほうに表現してもらったほうがいいのかもかもしれない。

マニュアル、ガイドラインが整備されていきますよというのが分かるようにしておいてもらうということで、みんな別途定める、別途定めるになっているから、どれが別途定めるものなのかというのが、ちょっと分かりづらいので。

- （県）了解した。

3. 除染方法の検討と除染状況の確認に関する調査結果【資料Ⅱ－3】

- （KSK）まず、調査の工程の表1に示している。8月28日に調査対象物の採取を行い、8月29日から30日の間に除染試験を実施している。分析を行いながら取りまとめを行って、今回のご報告という形になっている。

3の調査方法のうち、試験の試料採取は、一つ訂正をお願いする。「豊島廃棄物等が付着し」と書いているが、先ほどの議論であったように、計画と方針の変更に基づき、付着ではなく「堆積」という形で訂正をお願いする。

この試料採取の箇所については、添付資料の最後のA3の図面において、まず1つ目として、豊島廃棄物をごみクレーンでトラックに積み込むところの投入ホッパと書

いているところの内面のライナー、金属だけれども、そちらをまず1つ目採取している。

続いて、番号が飛ぶが3番、③と書いているところで、こちらのほうは、各設備の環境集じんを行っているバグフィルタの内面について、試料を採取したものであり、こちらも金属である。

裏面を見て頂いて、こちらは豊島廃棄物の切断機、可燃物の切断機が切断したものが流れるコンベアだが、このコンベアのゴムベルト、材質はゴムであるが、こちらを②として採取して、こちらの3箇所について採取して除染の試験を行っている。

資料の2ページの(3)で、各試験資料について、まず堆積物を除去した後で除染を行って分析を行ったというものである。

表2の除染の方法としては、3通り検討している。1つ目が高圧洗浄により高圧水を用いて、約1.8mの距離から堆積物を分離するという試験方法が高圧洗浄である。2つ目は拭き取りである。高圧洗浄で堆積物を分離したうえで、さらに炭化水素系の洗浄剤を用いてウエスで表面を拭き取るというものが2つ目である。3つ目がサンドブラストにより研磨剤を用いて堆積物を分離するというものを行ったものである。この3つの除染方法で試験を行った。

表面状態の確認方法は、目視で堆積物の分離状況を確認したということであるが、そのほかにも、紫外線照射によって携帯型の紫外線照射装置を用いて表面の状態を確認するというものを併せて行ったものと、あと、蛍光X線で、携帯型の蛍光X線を用いて表面を照射して、表面の状態を確認するというものを行った。

分析は表3で示す溶出試験、環境庁告示13号に準じた溶出試験を行って、除染完了の確認を行っている。具体的には、下に写真が3つあり、それぞれ高圧洗浄、拭き取り、サンドブラストをそれぞれこのような状況で実施を行った。

続いて3ページは、調査結果である。4の(1)、除去前と除染前後の分析した結果を表4に取りまとめている。まず、この3種類の各試料に、それぞれ堆積物を除去する前、それから、堆積物を除去した後で除染前のもの、それから、先ほど申し上げた3種類の除染方法を行ったそれぞれについて、先ほどの表3に基づく分析を行った結果が、表4である。表4には、除染を行った際の時間を秒で、100cm²当たりの秒数に換算して、その時間も併記している。

この結果から、PCBについては全て検出下限値以下で、0.005未満であった。ダイオキシンについては資料のとおりであり、高圧洗浄が最もよい結果が得られている。鉛については、黄色く着色している部分が除染完了の判断基準を超えたものであるが、これは後述するように、塗料由来のものであると考えられるため、今後の対応方法については検討が必要であると考えている。

同じページの(2)の除染の前後の表面状態の確認結果だが、目視による確認を写真4のような状態で行っている。表面の凹凸の状態や、色の変化によって、目視で除

去状態を確認したものである。

次に、4ページのブラックライト照射による確認の状況だが、暗闇の中でブラックライトを照射する関係で、一番上の写真にあるような5cm角にくり抜いた、ガムテープで工作したものをつくり、暗闇の中で照射した結果がその下の写真である。

写真から分かるように、拭き取りとかでご覧いただけるような繊維くずのようなものにはブラックライトが照射したときに反応しているが、堆積物に反応するようなことは確認できずに、基本的にはこのブラックライト照射での確認は難しいのではないかという結果になっている。

続いて、次の5ページは、同じく表面状態の確認で、携帯型の蛍光X線分析装置による確認の結果を表5に示している。主要な元素について、その結果を記載しているが、堆積物のごみの状態を確認するといったような傾向は、特には認められなかったという結果となっている。

5のまとめとして、ダイオキシン類については、除染作業を実施することによって、特に高圧洗浄で除染ができるということが分かった。この結果から、原則として高圧洗浄で除染したいと考えているが、「なお」以下のところに記載があるように、環境集じん用のバグフィルタの点検口の内蓋の調査において、サンドブラストの除染を除く全てにおいて鉛が判断基準を超過している。部材に用いられている塗料の原料を確認したところ、鉛が使用されている、鉛含有塗料が使用されている設備だということが分かり、この塗料由来のものであることが分かったため、除染完了の判断基準を塗料由来で超過するものについては、今後の取り扱いを検討する必要があると考えている。

最後に、今後については、直島側の設備についても同様の調査を実施して、検討していきたいと考えている。

- （武田委員）鉛について、特にまとめのところで、鉛を含めて高圧洗浄で全部、基準以下にできたと書いているが、実際にはできたというのは、言い過ぎではないかと思う。

というのは、要するに、塗料由来だとしているが、それを示す証拠はどこにも出ていないわけで、この文章としてはおかしいのではないか。今後、検討された上、その結果で言えるんだったら文章のとおり言えるのだが、この段階でそれを言うてしまうのは、文章的には無理があると私は思う。

- （座長）塗料部分だけの分析は、やっていないのか。
- （KSK）塗料自体の分析を行ったわけではなくて、設計施工の時点で、塗料の仕様があって、この塗料の仕様に示されている名称から調べていくと、鉛含有の塗料だったということが分かったということである。
- （座長）一度、塗料だけの、溶出試験でやってみてどうなのかというのもチェックしておいたほうがいいと思う。それとどうだという関係を検証して欲しい。

- (KSK) 了解した。
- (委員) この鉛の化合物の形態は何か。鉛含有塗料というか、鉛がどういう化合物なのか。それから、ほかにどういうものが混ぜられているのか。どういうふうに対応しているかということを考えたら、それも調べておいた方がよい。
- (委員) クロム酸鉛とか、そういうものだったら、クロムを測ればまた分かるかもしれない。
- (委員) そのあたりのところも、情報を入れておいたほうがいいように思う。
- (座長) 基本的には防錆目的で鉛を使っているのか。
- (KSK) そうである。
- (委員) もう一つ。今回は、どういう方法がいいかということを確認するためだが、どのぐらいの頻度でやるかということを経済的に考えていかなければいけないので、そうすると、この1回の結果で、このぐらいでいけるよねという話には、たぶんならないと思う。実際には何回かやって、繰り返してどれぐらいのばらつきがあるのかということを考えないといけないのだろう。そうしないと全部調べるというのもなかなかまた大変な話になりかねないと思う。
- (座長) 分かった。まだ引き続いて直島の施設のほうも検討する予定である。
それから、まだこの施設は止まっているわけではないので、もし処理が終わって撤去をやる段階になったら、その前のところでもう少し方法論をちゃんと固めていくような試験も必要になるかもしれないという認識でいて欲しい。
- (KSK) 了解した。
- (座長) それから、ここで使われている機器の話だが、高圧洗浄等の仕様等をもう少しきちんと整理して出してくれないか。
- (KSK) 了解した。
- (座長) サンドブラストは乾式か。
- (KSK) 乾式である。
- (座長) そういうところを整理して欲しい。
- (KSK) もう一回、仕様も詳しく書いて、先ほど武田委員からご指摘のあった点も踏まえて、資料を修正させていただく。
- (座長) それから、今言ったような、鉛が含有されている塗料の名称とか、そういうものも別添で付けてくれないか。
- (KSK) 了解した。
- (座長) 鉛の話は、鉛塗料としての問題が、いろいろ今、指摘されているところで、ご存じだと思うが、厚生労働省から通達も出ている。昨年度に出ているけれど、それも解体撤去のときに反映させなくてはいけない対応だと。そういうところを触れない可能性もあるが、さっきの話だと、中を防錆のために鉛塗装しているところも結構ある。それが豊島廃棄物と触れているという状態。そうすると、そういうところは何か

の形で上がったり、いろいろすると、鉛が出てきてしまうということになるわけで、少し考えておかななくてはいけない話であるため、それに対する労働安全衛生の関係も含めて、対処しておいてくれないか。

- (KSK) 了解した。
- (座長) よろしいだろうか。ご指摘のあった点は追加資料でお出しするような格好としたい。
- (県) 先ほど説明途中であった、基本計画とガイドライン・マニュアルの対応関係がまとまった。
- (座長) では説明して欲しい。
- (県) 2ページ、6. 作業者の健康診断と作業環境対策及び作業環境測定の実施のところで、具体的な内容については別途定めるところ、これは2つともが、別添の1. ①となる。
 - 3ページ、7. BATを適用した堆積物の除去・除染作業の実施の、(1) が別添の2. ①②であり、(2) が、別添の2. ③となる。
 - 8. 施設撤去廃棄物等及び除染等廃棄物の適切な処理の実施については、(1)～(3) 全てが、別添の3. ①となる。
 - 9. 環境保全対策及び施設の撤去等に係る周辺環境モニタリングの実施では、「別途定める。」の記載が1つだが、別添の4. ①②と、別添の5. ①に分かれる。
 - 10. 情報の収集、整理及び公開については、別添の6. で作成する。
- (座長) その旨を今度作るときに基本計画のなかの注釈で、きちんと書いておいたほうがいいと思う。そして、別添に、他と混同させないような形で番号を付けておいて、対比表はそうなっているということをはっきりさせて欲しい。
- (県) 了解した。

4. 各種ガイドライン及びマニュアル

(1) 作業従事者の安全確保ガイドライン (素案)

①作業従事者の安全確保マニュアル (素案) 【資料Ⅱ-4-(1)】

- (県) ガイドラインとマニュアルもあるため、両方、内容が繰り返にならないように、ガイドラインをメインにしながら、マニュアルも横に並べて、並行して説明する。
 - では、まずガイドラインのほうで、「第1 ガイドラインの位置付け」だが、これは、撤去等の作業従事者のダイオキシン類等へのばく露防止の徹底が適切に図られるように、技術的指針を取りまとめたものである。「ダイオキシン類等」の中にはPCBと鉛も含んでいる。
 - 「第2 ガイドラインの概要」で、廃棄物の焼却炉等における作業については、労働安全衛生規則等に基づく露防止措置が規定されている。これらの趣旨を踏まえた基本的な措置を実施することとしている。

このダイオキシン類へのばく露防止措置を適切に実施することが、PCB及び鉛のばく露の防止にも有効であるので、基本的な措置の実施を徹底して、作業従事者の安全と健康の確保を図る。

ガイドラインの2ページ目、「第3 空気中及び堆積物のダイオキシン類等の測定による管理区域の決定」では、作業場の空気中、それから堆積物を対象に、作業開始前、事前にダイオキシン類、PCB、鉛について測定を行う。空気中の測定については単位作業場所ごとに1箇所以上、回数は少なくとも1回以上、測定を実施する。

これらの測定結果に基づいて、管理区域等を決定することとなる。この管理区域は、マニュアルの2ページ目、第4のところに四角の枠があり、その下の〔解説〕のところにしやすい形でまとめている。(1)管理区域、(2)保護具選定に係る管理区域、(3)解体作業管理区域と、3種類に管理区域が分かれている。

まず、(1)の管理区域は、マニュアルでいうと次の第5のところになるが、作業の事前の準備として作業場の分離、養生の実施時に用いるものである。

(2)の保護具選定に係る管理区域は、マニュアルの3ページ第6のところであり、保護具の選定時に用いるものである。

それから(3)の解体作業管理区域は、同じくマニュアルの第7のところにあるが、撤去等の作業に伴う設備等の結合解除や切断方法の決定時に用いるものである。

では、ガイドラインの2ページ目、「第4 撤去等の作業の事前準備」。ここが、1つ目の管理区域になる。ここでは、空気中の測定結果を用いて、第1管理区域から第3管理区域のどれに当たるかを決定するということになる。

そして、撤去等の作業に伴う汚染の拡散を防止するため、管理区域ごとに仮設の天井・壁等による作業場の分離、あるいはビニールシート等による養生を実施するものとする。また、堆積物の発散源は湿潤な状態のものとして作業を行うことを原則とする。

続いて、ガイドラインの3ページ目、「第5 保護具の選定及び管理」。ここが2つ目の管理区域、保護具選定に係る管理区域になる。撤去等の作業時は、原則として保護具選定に係る管理区域ごとに指定する保護具を着用するものとする。

表1のように、保護具選定に係る管理区域、第1、第2、第3の管理区域ごとに保護具のレベルを指定しており、具体的には、その下の表2のように使い分けをすることとなる。作業指揮者は、作業従事者の保護具の着用状況をきちんとできているかどうか管理するものとする。

もう少し詳しい内容がマニュアルの3ページにある。第6のところで、保護具の選定と管理について、もう少し詳しい内容で、それぞれの保護具の仕様を記載している。

マニュアルの5ページには、図1で保護具の選定方法を書いている。この図は、国の「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」から抜粋してきたものだが、作業場の空気中のダイオキシン類の測定結果と堆積物の測定結果

から保護具選定に係る管理区域を決定する、そういった流れを示している。

マニュアル6ページの表は、ガイドラインに記載している表と同じ表を付けている。

それではガイドラインに戻って、4ページ目、「第6 撤去等の作業に伴う設備等の結合解除や切断方法の決定」。撤去等の作業に伴って設備等の結合解除や切断をする場合には、解体作業管理区域ごとに適切な方法を選択し、設備等の切断を実施するものとしている。ここが3つ目の管理区域になる。

解体作業管理区域ごとに選択できる方法と使用機材を定めており、(1)の解体作業第1管理区域では、記載しているアからキまで7種類の中から選択できるということになる。(2)の解体作業第2管理区域の場合は、アからカの6種類の中から、(3)の解体作業第3管理区域の場合は、アカイの2種類の中から選択することとなる。

マニュアルの7ページには、解体作業管理区域の決定方法を記載している。堆積物のダイオキシン類の測定結果から、こういった計算で決定するということになる。

それではガイドラインに戻って、4ページ目の第7「撤去等の作業中における作業環境測定の実施」について。先ほど第3から第6において、作業を開始する前の作業環境測定の結果から、管理区域の決定、保護具の選定、設備等の切断方法等の決定をしたが、ここでは、除染作業中や解体作業中の作業環境測定を行って、その結果によって管理区域等の見直しを行うこととしている。

マニュアルの8ページに表2があるが、表2に示す管理濃度を超過した場合は、作業を一時中断して作業場の状況を確認するとともに、適宜、管理区域等の見直しを実施することとしている。

ガイドラインの5ページ目「第8 健康管理の実施等」について。作業従事者に対して、労働安全衛生法に基づく一般健康診断を確実に実施して、必要に応じて血液検査を実施するものとしている。

健康管理については、ダイオキシン類等のばく露による健康不安を訴える作業従事者に対しては、産業医等の意見を踏まえ、必要があると認める場合に、就業上の措置を適切に行うこと。また、事故、保護具の破損等により作業従事者がダイオキシン類等に著しく汚染され、又は多量に吸入したおそれのある場合は、速やかに医師による診察、処置を受けさせることなども、解説の中で記載している。

それから3番のところ、作業従事者の作業衣等に付着した堆積物により、管理区域外への汚染の拡散が生じない措置を講じるものとしている。

そのほか、2のところでは女性従事者への就業上の配慮、4のところでは作業場での喫煙、飲食の禁止についても記載をしている。

続いて、ガイドラインの6ページ、第9「特別教育の実施等」について。撤去等の作業を実施するにあたっては、作業従事者に対して特別教育を行うものとし、統括安全衛生管理体制の確立を図るとともに、全ての受注事業者が参加する協議組織を設置して、協働作業による危険の防止に関して協議するものとしている。

それから、化学物質の知識を有する者から作業指揮者を選任して、作業を指揮させるとともに、作業従事者の保護具の着用状況、堆積物の湿潤化等の確認を行わせるものとしている。

(2) 堆積物の除去・除染作業ガイドライン

①堆積物の除去・除染作業マニュアル(素案)【資料Ⅱ-4-(2)】

○(県)引き続き(2)「堆積物の除去・除染作業ガイドライン」を説明する。資料は4の(2)のガイドライン、それから(2)の①、「堆積物の除去・除染作業マニュアル」、これは豊島編だけになる。それから(2)の②と書いている「設備等の除染完了調査確認マニュアル」について、まとめて説明する。

まず「堆積物の除去・除染作業ガイドライン」。これは堆積物の除去・除染作業が適切に実施されるように、その作業内容等の技術的指針を取りまとめるものである。

第1の四角の枠内で、字が足りていないところがあり、枠内の上から4行目のところの「除染完了調査確認マニュアル」とかっこの中に書いてあるが、「設備等の除染完了調査確認マニュアル」というのが名前になるため、「設備等の」というのを加える。

では、ガイドラインの1ページの下、第2「ガイドラインの概要」。

1. まず、除去・除染作業の実施にあたっては、その状況に応じてBATに基づいて適切な方法を採用すること。

2. 除去・除染作業は、施工手順に従って実施すること。

3. 除染後は、堆積物の有無を判断するための基準として、除染完了の判断基準を用いること、としている。

2ページ目「第3 堆積物の除去・除染作業の方法の決定」では、表1に除去作業の内容、表2に除染作業の内容を記載しているが、この中からそれぞれ作業方法を選んで決定する。

マニュアルは(2)①の「堆積物の除去・除染作業マニュアル」についても一部訂正がある。(2)①のマニュアルで、第2のところの四角枠内の3のところ、「除染完了の測定・確認において、除染完了の判断基準を調査した設備等」と書いているが、調査ではなくて「超過」に修正する。それから、解説のほうの4行目にも、「判断基準を調査した」とあるが、「超過した」に修正する。

マニュアルの2ページには除去作業の内容をもう少し詳しく書いている。四角の枠内(1)は「ほうきや業務用掃除機等の清掃具を用いた除去作業」、または、(2)の「簡単な工具を用いた除去作業」、これはスクレーパ、エアブロー等の簡単な工具で堆積物を除去するものだが、こうした方法によって除去作業を行う。除去作業を行った後は、各設備等において状況を目視で確認するとともに、堆積物の除去前後の写真を撮って記録する。

なお、中間保管・梱包施設の投入ホッパ、切り出しコンベヤ、特前施設の切断機に

については、必要に応じてスラグを流す除去運転を事前に実施するという事も記載している。

引き続きマニュアルの3ページ第4. 除染作業の内容である。四角の枠内の2のところで、除染作業は(1)か(2)、チッパー等の振動工具等で堆積物を物理的に分離して除染するか、それとも高圧水により設備等の表面から堆積物を除染する方法で、まず実施する。この(1)(2)で除染した後、除染完了の判断基準を超えた場合は、再度除染をすることになるが、その場合は、(1)(2)の方法に加えて、(3)(4)、溶剤を用いた拭き取りや、サンドブラストも候補に加えて作業方法を選択する。除染作業の終了後も、状況を目視で確認するとともに、除染前後の写真を撮って記録する。

マニュアルの5ページ第6の表1で、堆積物ありと想定される設備等を1番から18番まで並べているが、それぞれについて堆積物の除去方法、除染方法を書いている。

ここの1つ訂正がある。1番から18番の17番のところに「洗浄判定タンク」と書いているが、この洗浄判定タンクというのは、後で除染完了調査をするときに、ここに水を張って、ここの中に試料を入れてするものであるため、ここで作業してしまうのは、順番が違う。したがって、17を削除とさせていただく。

表1ではそれぞれの設備ごとに除去方法、除染方法を書いている。除染方法につきましては、先ほど議題3のところで報告した調査結果で、高圧洗浄が有効であることが分かったため、全て高圧洗浄としている。

次の6ページに1番から18番までの設備等の位置を、豊島のフロー図の中に落としている。

ガイドラインの3ページ「第4 除去・除染作業の施工手順の概要」において、下の図1で、手順をフロー図にしている。除去作業、除染作業を実施した後、除染完了の判断基準に照らしてクリアしていた場合は太線の矢印のほうに進む。一方、超過していた場合は再除染を行い、それでも判断基準を超える場合は、下向きの細い矢印、「8. 施設撤去廃棄物等(堆積物あり)」というところに進み、この堆積物ありというところで取り扱うことになる。

次に、ガイドラインの4ページ、「第5 除染完了の判断基準」。判断基準は、表面の堆積物が除去されたか否かを判断するものであるため、設備等の表面からの有害物質の溶出が定められた基準を超過しないことを判定条件とすることとし、現在、豊島事業で定めている「特殊前処理物の洗浄完了判定マニュアル」と同じ基準を用いて、表3のとおり、ダイオキシン類対策特別措置法、または水質汚濁防止法に定める排水基準を適用している。

この具体的な試験方法は、(2)②の「設備等の除染完了調査確認マニュアル」でまとめている。

こちらにも訂正があり、このマニュアルの一番下、ページより下のところにマニュアルの名前として、「設備等の除染完了確認調査マニュアル」としているが、確認調査で

はなく「調査確認マニュアル」である。確認と調査を入れ替えた、「調査確認マニュアル」が正しい名称である。

マニュアルの2ページ目、第3のところは除染完了の判断基準を書いてあり、その下の第4のところは「試料の採取方法」になる。試料は、除染後の設備等の全部または一部を切断して試料としている。設備等の種類、除染方法ごとに1試料以上を採取して個別に分析するか、均等に採取した設備等の一部をまとめて1試料として分析することとしている。調査開始当初は3試料程度の採取を行うこととしまして、十分な実績の蓄積後には、次第にこの採取試料数を低減させることとしている。

3ページ目第5は、除染完了調査の方法である。原則として、溶出試験によりダイオキシン類等の分析を行う。設備等の一部を切断できない場合など、溶出試験がどうしても実施できない場面も想定されるが、そのときは、噴射水等により設備等の一部を一定量の溶媒で直接洗浄し、洗浄後の溶媒を回収して検査を行うこととしている。

続いて第6は、除染完了調査の評価の方法である。判断基準以下である場合は堆積物なしと判断し、一部の項目でも判断基準を超過する場合には、再度除染を実施するものとする。

○（座長）まず、前般の作業従事者の安全確保のところ、氏家委員、こちらのほうはどうだろうか。

○（氏家委員）このマニュアルで結構いいと思う。幸いにして、今まで過去にやった個人の測定結果は、一過性で、15年目になって複数名出たぐらいで、それが連続して出るのではなくて、散発的に出ているので、環境の汚染のための影響というのはかなり少ない。その点はちょっと気が安心したのだけれども。

今後とも、これから終末的ないろいろな作業に入ったら、どうしても環境汚染も一時的に強くなる可能性もあると思うので、そういう点で、データをフォローして注意していきたいと思う。

○（座長）ありがとうございます。

次に、管理区域というのが3つ出てきて、最初の管理区域というのは、これは何も付いていない管理区域になっていて、どういう基準で管理区域を分けているのか。あとは、それぞれ規定で切断だとか、保護具だとか。

○（県）何も付いていない管理区域というのが、今、施設を運転しているわけだが、運転中も同じ、この管理区域の取り扱いで現在もやっているということである。

○（座長）その管理区域のことを言われているわけか。もうひとつはつきりそれが認識できないと思ったので、それをはつきりさせて欲しい。

○（県）了解した。

○（座長）それともう一つ、その前の基本計画のほうで出てくる、一番最後のページ、表4に「区域」という言葉も出てくる。それらを何か分かりやすい格好でまとめたものもつくっておいたほうが良いような気がする。最初のほうの「管理区域」は、何か

呼び方はなかったのか。

- （県）ただの管理区域である。
- （座長）そうか。それなら、ここでは作業場の管理区域的な意味合いでもうすでに使っている。もう存在している今の施設の区域だから、それを今度撤去するときには、作業場の扱いになってくるわけか。
- （県）はい。
- （座長）何か名前を付けてもらったほうがいいのか、それは注意書きで断った上で、今の施設の管理区域だということを言いながら、作業場の管理区域とかという名前で呼ぶとか。少し分かりにくくなっているので、区域A、B、Cとかいうものも併せて少し分かるように整理しておいて欲しい。
- （県）了解した。
- （座長）もう1点が、4の1の「安全確保ガイドライン」のほうで、5ページ目のところ、3. 管理区域外への汚染の拡散の防止というのが出てくる。これは、ここに入っているのも結構だが、これはまた別に必要になってくるところがある。作業従事者の安全確保よりも、周辺への汚染の拡大を防ぐという趣旨のほうが強いのか。汚染を付けたままで、作業者が生活圏内に入らず汚染拡大を防ぐことと、自分自身の安全を確保するという、両方の趣旨があると思う。

だから、他のところでもし出ると、さっき中杉委員が言われたガイドラインやマニュアルが必要なのではないかというところに書かなくてはいけないのかもしれない。あるいは、今の中でいうと、除去・除染作業だが、除去・除染だけではなくて、いろいろな作業全般にわたって必要になってくるため、ここだけの話ではないと思う。
- （中杉委員）おそらく、ガイドラインでは4のところ環境保全対策のガイドラインであるため、こちらのほうに関わってくる。
- （座長）作業環境と、ちょうど境目みたいな話が出てくる。もう少し何か、このことは、別の言い方で、ほかのところにも出てくる可能性があるということで、少し意識しておいてくれないか。
- （県）はい。必要なところは両方に書くとか。
- （座長）両方に書くのでも、違う文章になるかもしれない。どういう施策でといったときに、もう少し具体的に書かなくてはいけないところが出てくるかもしれない。
- （中杉委員）「作業従事者の安全確保ガイドライン」の考え方は、基本的にはここに特有な話としてダイオキシン等の汚染物質の話が特に書いてあるが、当然のことながら、一般的な作業従事者の安全確保というのはあるわけで、そこはきちんとやるというのをどこか別に書いておいたほうがいいだろうと思う。ここに、特に書いているのは、一般的にやられるもの以外に、ここは特殊なケースがある場所なので、工事のことを定めてやるというようなことを少し書いておいたほうがいいのかなと。サンドブラストをすると、また少し違ってくるのかなと思うので。

- （座長）はい。基本的には、労働安全衛生に関する規則は、当然考えていくという話で、粉じん発生があるような作業についても、対応していくというのをきちんと書いておいて欲しい。
- （県）了解した。
- （高月委員）労働安全衛生は門外漢ですけれども、いわゆる総括安全管理者とか、そういう人たちを置く、あるいは、安全管理者を置くような場合は、従業員の数で決まってくる。そのため、実際にどれぐらいの作業者をを使ってやられるのかというところが、ちょっと私どもはまだびんと来ないのですけれども。普通で50人以上になるとそういうものが必要になってくるのですけれども、それ以下の場合はどうするのかというのが、少しよく分からない。何か、氏家委員、ご指摘はありますか。
- （氏家委員）法的にはまだ確定したものがありませんが、最近、労働局のほうで50人未満の零細・中小企業に対して、医師会を通じて保健指導とか安全指導をするように橋渡しをして、もう3年目ぐらいになる。
 そういう事業所、地域の医師会に、地域産業保健センターというのがあって、そこへ企業が申し込めば、適当な医師を派遣するというシステムにはなっている。
- （高月委員）その場合は、産業医も派遣されるのか。
- （氏家委員）はい。
- （高月委員）全体的にどんな規模でどのぐらいのことをやられるのかということ、少し明確にして欲しい、私どもは分からないので。
- （座長）はい。今の段階で、何かその規模感みたいなものは出せるか。
- （県）申し訳ない。まだとても分からないが、結構な金額のものになるかと思うので、県のほうでも請負を出すときには金額でSランクとかAランクとか決まっているので、おそらく受注する会社も大きな会社になる。そこのところで縛りが掛かれば、50人以上とかいうのは、クリアできるのかなと思うが、事業規模はまだ全然分かっていない。
- （座長）ただ、そうではなくても、積極的に、今言われたように、そういうようなかたちで対応するということは、どこかに書いておいてもいい。
- （県）はい。
- （座長）あるいは、入札だとか、そういうところは、このガイドラインとかいう話ではないレベルなのか。
- （県）留意するようにする。
- （高月委員）もう1点。おそらく作業環境測定をやられると思うが、それは、かなり専門の業者をもちろん雇われてやられると思うが、結構大変な作業になるのではないか。これを見ていると、A測定、B測定をやっていったら、もうかなりの数をこなさないといけないし、特にダイオキシンの測定は、すぐに測定値が出るわけではない。

先ほどお話があったように、粉じんとのかん関係みたいなものを出しながらやっているとこの作業になるので、それなりの事業者を使ってやらないと、これだけの作業をやろうと思ったら大変なことになるかなという気がする。

○（氏家委員）それから参考としてだが、平成28年9月までの定期健診をやった結果の中で、特に環境の、特異な作業環境について、どの程度、有所見者が出たという数値を出してある。一過性のものだが、全部で7名が有機溶剤のリスクの、有機溶剤で所見が出た。それから、特化則、特別化学物等の対象が2件。それから聴力、これは騒音でなったのか、本来、中耳炎か何かでなったのか、そこの区別ができていないが、それが4名。それから、じん肺とされたのが1名。これらは、この13年間の数字である。

○（座長）その方々は継続ではないのか。

○（氏家委員）同一人物が継続的にではなくて、みんな個別で、単発である。

○（座長）はい、ありがとうございます。そのあたりのデータは一度、整理しておいて欲しい。

○（県）了解した。健康管理委員会のほうで出しているデータだと思うので、また整理しておく。

○（座長）はい。それから、高月委員の言われたようなお話は、一度、何か予備的にとやって、どのくらいの濃度になりそうかというようなことをつかまえた上での対応というのを考えないといけないかもしれない。実際に、特に粉じん発生が多くなりそうな作業をやらなくてはいけないようなところでは、きちんとつかまえておく。

もう一つは、そういうところも局所排気や除じん装置を設置する可能性が高いわけで、その排気の問題もあると思う。その計測の話は、あまり出てきていないけれど、それも考えておいてもらったほうがいいかもしれないと思う。

前に、実際に定常運転やっている豊島のような施設のときには、周辺環境モニタリング以外に環境計測という格好で、出口の濃度を測っていた。今ここには入っていないと思うが、あれの類似の形のものが必要になってくる。

○（高月委員）私も、数少ない経験だが、アスベストの除去、ああいうようなことをやったときには、必ずその周りで1回出て、測定しながらやっていた。

○（座長）そうですね。よろしいだろうか。従来ほど頻繁にというわけではないかもしれないし、粉じん濃度を連続測定か何かでモニタリングでやりながら、時々というか、分析を、ダイオキシン、PCB、鉛というのは、粉じんに対してやってもらう必要があるかもしれない。そんなに頻度ではなくても、測定はやったほうがいい。

そのへんのところをどこに書くのかというのが、今ひとつ具体的にこう、指摘できないが、さっき中杉委員が言われたことが必要になり、そこで書くことになるのかもしれない。

- （県）今言われたことは当然整理させていただくのですが、排気につきましては、一番最後の周辺環境モニタリングのガイドラインのところ、表3で排気の評価基準なども入れている。ただ、先生方が言われた部分も含めて、ここで十分足りているかどうかは、もう一度検証させていただいて、考えたいと思う。
- （座長）いや、言葉として、周辺環境モニタリングというのは、施設の外である。そうではなくて、ここは施設の接点の排気口の部分のことを今は言っているわけで、それまで含めて周辺環境モニタリングと言ってしまうと、少し内容が違ってきってしまう可能性もある。だから、整理の仕方が違うだろうと思う。
- （県）了解した。
- （座長）今の堆積物の除去・除染作業のマニュアルで少し思うのが、さっき実験でやられたときに、目視で除染を確認するという話になっているけれども、どうも目視というのは、確認作業としては十分だとは言いきれないものも含んでいて。それを例えば誰がやるのか。通常は、ダブルチェックみたいな話が入ってこないとおかしいなと思っているので、ここも、目視の確認というのが出てくる。マニュアルだったか、ガイドラインか、どちらかに。そこのところをもう少し規定しておいたほうがいいのではないかと思う。
 例えば、さっきの責任者の人たちが、ここにいる。その人たちが目視の確認には参加してもらおう。現場の作業者はもちろんそうだが。最後はそれだけで終わらなくて、ちゃんと溶出試験をやって確認はすることになっている。だから、途中で作業が一応終わり、これから完了判定に入るときの話なので、そこのところを一度、規定をはっきりさせて、ダブルチェックの概念を入れておいて欲しい。
- （県）了解した。
- （座長）それから、ところどころで「必要に応じて」と書いてあるのがあって、これは、Ⅱ-4-1（2）-①「堆積物の除去・除染作業マニュアル」の1のほうで、2ページ目の第3の中の2.の文章、四角で囲った2.の文章の中に、「必要に応じてスラグを流す除去運転を実施したうえで」と書いてある。これは必要に応じてなのか。原則、もう実施することになっているのではないか。はっきりさせて欲しい。あまり「必要に応じて」という言葉を多用してもらいたくないなと思っているので、やるならやるとして欲しい。後々のことを考えると、こういうことはやっておいたほうがいい。
- （KSK）はい。豊島廃棄物等が流れているラインは、全てスラグで置換するということを考えている。ただ、ダストの除去とか、環境集じんラインはスラグを流せないもので、出す前は別の方法としてということで考えている。
- （座長）スラグは直島のほうにあるわけで、それを豊島へ持ってくることになるのか。
- （KSK）はい。
- （座長）それでよろしいか。

○（県）先生方に議論していただけたらと思っているのは、直島のほうから豊島に持ってくるのは、技術的には可能だが、スラグでの除去運転が必要なのかどうか、今回いろいろ除去作業とか除染作業とか、先生方に議論していただいて、結構、きちんと取るような形になっているので、スラグを豊島のほうで流すことまで要るのかどうかは、少しご議論して頂きたいと思う。

直島のほうは、スラグがあるので、そのまま置換するのは比較的簡単だが、少しそこはどうかと、こちらが聞くのは何かと思うが。

○（委員）なぜ、スラグを用いないといけないかという。別に、すすいで清浄な砂みたいなのでは駄目なのか。

○（座長）それはそれでも構わないだろうが、ただ、今度はその処理のために、また直島へ持っていったときに、砂と、スラグだとどういう格好になるか。どうか。

○（KSK）砂の場合は、そのまま熔融処理というのが少し難しいので、何らかの融点降下剤なりが必要と考える。

○（委員）後のことを考えてということか。

○（座長）表面に付着したものとかそういうものが、あそこではスラグホップというのではない、廃棄物ホップだとか、そういうものもあるわけだから、流しておいたほうが後の除去・除染作業はやりやすくなることは間違い。ただ、直島からスラグを運んでくるということに、何か問題があるのかないのか。

○（県）今までの豊島住民の人との議論の中では、一度出したものは持ち込まないというふうに言われているので、協議が必要である。

○（座長）そうして欲しい。ただ、それはいずれ直島に持って行ってしまふ。それで、効率的な除去・除染が実施でき、安全性も高まる。

○（県）はい。協議させていただきたいと思う。

○（座長）いや、そのメリットを十分理解してほしいなと思っている。型どおり、書かれているから駄目なんだという議論の段階ではもうないかもしれない。それだけの了解事項は皆さんとは取れているつもりでいる。

○（県）了解した。

○（委員）どこかに30トンという、かなり具体的に書いてあった。

○（座長）30トンというのは、その文章の中で、どこかに書いてあった。確かに、具体的だなと思う。

○（委員）なぜ30トンなのかと思うが。何か根拠があるのか。

○（座長）Ⅱ-4-(2)-①、2ページの、解説の2.の2行目、「スラグ約30トン投入ホップ及び搬送ラインに流す除去運転を行う」と書いている。

ここもどういう根拠なのか、今のところ、まだここまで確約した数字が出せるものなのかどうかというところがあるが、この約30トンというのは、算定方法等、何時間分になるのか。

- (KSK) この30トンというのは、除染というよりもスラグで炉の立ち下げをするときにスラグ置換をすることがある。
- (座長) これは炉の話をしているのか。
- (KSK) そうではない。
- (座長) 直島の間設の炉の話と、それから中間保管・梱包施設の話と一緒にしないで欲しい。
- (KSK) 一緒にしてはいけないのだが、炉の置換のときに30トンを主に使うので。
- (座長) それだったら話が違うところである。では、この30トンというのは、根拠が今のところない数字というふうに理解していいか。
- (KSK) はい。
- (座長) 逆に言えば、30トンも必要ないということか。
- (KSK) 分からない。
- (座長) では、検討はしておいて欲しい。
- (委員) このように数字を書きおくと、そうしなければいけなくなる。
- (座長) では30トンという数字は消して、「一定量」としようか。
 さっきの「必要と認められる」というのは、この4の(2)のガイドラインのほうにも3ページ目の第4の5、「必要と認められる設備については、委員または技術アドバイザーにより除染完了の確認を実施する」、今の段階ではまだ必要と認められるという表現だけではないのかなと思いつつも、何か必要と認められるというのは、もう少しブレークダウンすると、条件みたいなものが、今でもこういう条件のときには施設の除去・除染なり、あるいは、その完了を見ておいたほうがいいねというのがあるだろうと思う。具体的にどの施設というわけではなくて。付着が多いと考えられるようなものとか、付着の量がこのくらいあるような場合とか、そのあたりの検討もしておいたほうがいいのかと思う。
- (委員) 4-1(2)-②の調査確認マニュアルで、試料の採取の方法のところ、2ページの第4の「除染後の設備等の種類及び除染方法ごとに1試料以上」と、「設備等」というのが非常に曖昧なままなので、大きいものもあれば小さいものもあるので、これは、具体的にどんなものになりそうか、そういうものを想定しながら詰めていかなければいけないのだろうと思う。今の段階ではこういう表現かもしれないが。
- (座長) もう少し具体的に分かるような状況になってきたら、このへんはもう一段落とした、マニュアルというよりも、何かもう少し違った形になるのかもしれない。もう計画みたいな格好で、分析結果もちゃんと、どうするんだというのを示して欲しい。

(3) 堆積物の除去・除染及び解体撤去時における環境保全対策ガイドライン

①堆積物の除去・除染及び解体撤去時における環境保全対策マニュアル（素案）

【資料Ⅱ-4-(3)】

○（県）(3)の「堆積物の除去・除染及び解体撤去時における環境保全対策ガイドライン」と、(3)の①、マニュアルのほうもまとめて説明する。このほかに、直島施設編のものがあるが、本日はまだないということである。

では、ガイドラインのほうで、「第1 ガイドラインの位置付け」だが、周辺環境の保全を図るため、豊島の間保管・梱包施設等の堆積物の除去・除染、解体撤去の作業によって生じる排気、排水、騒音、振動、悪臭、廃棄物等による影響を防止するための技術的指針を取りまとめたものになる。

「第2 ガイドラインの概要」で、環境保全対策については、労働安全衛生規則、それから、ダイオキシン類のばく露防止対策要綱に、解体作業によって生じる排気、排水、解体廃棄物による周辺環境への影響を防止するための措置が規定されているので、これらの趣旨を踏まえた基本的な措置を示すものとしている。

2ページ目第3 周辺環境への影響を防止するための措置の実施」では、排気対策、排水対策などを書いている。

(3) ①の豊島側のマニュアル、2ページ目からそれぞれの対策を書いている。排気対策が第4のところ、ダイオキシン類等に汚染された空気、粉じん等が作業場の外側に飛散しないよう、作業場内を負圧に保つとともに、扉・シャッター・窓等は全閉、ダクト等も塞いで密閉養生することと、排気は、除じん装置や活性炭フィルター等により適切な処理を行った上で、大気中に排出することとする。

第5、排水対策。豊島の場合は、高圧洗浄等により発生した排水は、高度排水処理施設で処理をする。直島の場合は今後マニュアルを作成するが、排水処理施設で処理した後、外部に放流するか、または中間処理施設で処理するという事で考えている。

マニュアルのほうの3ページ、第6の騒音・振動・悪臭対策。騒音対策としては、作業中は扉・シャッター等を閉じる、又は開口部に仮設の囲いを設ける等の対策を行う。振動については、切断方法や使用機材で振動が大きい場合は、必要に応じて切断方法等を変更する。悪臭については、排気対策の実施により発生を防止する。

第7は、廃棄物等の対策である。1つは、除染等廃棄物は飛散防止措置を行い、作業場内に一時保管すること。2つ目は、高度排水処理施設で発生した汚泥は、除染等廃棄物と同様に中間処理施設で溶融処理を行うこと。3つ目は、作業中に発生した使用済みの保護具やウエス等は中間処理施設へ運搬し、溶融処理を行うことを書いている。なお、処理については、まだ素案が出来上がっていないが、「施設撤去廃棄物等及び除染等廃棄物の処理ガイドライン」に従って行うことになる。

(4) 施設の撤去等に係る周辺環境モニタリングガイドライン【資料Ⅱ-4-(4)】

- (県) このガイドラインをもとにマニュアルを整備することになるが、本日のところはまだマニュアルのほうはできていないで、ガイドラインのみの説明とさせていただきます。

「第1 ガイドラインの位置付け」だが、撤去等の作業の実施前後及び実施期間中に、作業場の外側での環境への影響を把握するために実施する周辺環境モニタリングについて、計測項目、計測頻度等の概要を取りまとめたものとある。

その下の「第2 ガイドラインの概要」で記載しているように、次のページの表1と表2に、計測項目、計測地点、計測頻度等をまとめている。

2ページ目、表1は豊島での計測項目になる。大気関係は排気ファン出口で、作業実施期間中に1回以上、ダイオキシン類、PCB、鉛、粉じんを計測する。排水は豊島では高度排水処理施設で処理するので、施設撤去の関係では測定は実施しない。騒音、振動、悪臭については、作業実施前、実施中、実施後に各1回ずつ、これは処分地の敷地境界で計測する。

表2は直島での計測項目である。大気関係は豊島と同様、排気ファン出口で、作業実施期間中に1回以上、計測を行う。排水は外部放流がある場合に実施ということにしている。騒音、振動、悪臭については、必要に応じて適宜実施する。

それぞれの評価基準は、3ページの表3から表6に示しているが、関係法令と、豊島事業で定めている「環境計測および周辺環境モニタリングマニュアル」における基準を踏まえた評価基準により評価を行うこととしている。

- (委員) Ⅱ-4-(4)だが、これは、この時期になると、直島のほうは取りあえず廃棄物の処理が終わる。廃棄物の処理は終わるけれど、施設撤去の後、中間処理施設は除染のため動かす。そのモニタリングというのは、今一般的にやられているモニタリングを続けることになるのか。それをどちらと位置付けるのだろうか。

例えば、そのやり方によっては、排ガスの項目なんかはもう少し増やして測っておく必要があるのではないだろうかというような感じがして、そのへんの整理がもうひとつ必要なのかなと。

- (座長) 私も、この周辺環境モニタリングは、さっき質問した環境計測といわれているやり方に近い格好のものになっているのかなと。いや、周辺環境モニタリングというのは、もう少し海域だとかそういうところも含めて測っていたわけで、今のお話がだいたいそこの関係、これからも続けていく可能性がある。そういうものとの間の関係がどうなっているのかという話だと思うので、もう少し整理が必要なのではないかと。

- (県) 了解した。

- (委員) 特に、炉の運転管理をいつどうやってするのかという話が、運転している以上、燃料も使うため、大事なことも起こるのではないかと。そのへんは少し整理をして

おいたほうがいいかと。

○（県）はい。マニュアルをつくる分と含めて、今のご指摘の分については、もう一度よく考えてみたいと思う。

○（座長）周辺環境モニタリングという言葉は、もう少し違った意味で今まで使っていたという認識がないといけないかもしれない。それを撤去でやるという話と、それに伴って実施する周辺環境モニタリングと、従来の周辺環境モニタリングとは違うという話になってしまって、そこの切り分けを付けて、そのうえで、今おっしゃったような、直島の場合だとそれは運転しているというときも、一応、処理の運転ではないかもしれないが、ここでも出てきた廃棄物を処理して運転する、そのときも環境計測と周辺モニタリングの話もやると。

それから、ずっと地下水・排水対策をやっていく過程の中でも、周辺モニタリングは続けていくわけか。

○（県）はい。

○（座長）そのときとの間関係を、もう少し意識しながらまとめて欲しい。

それから、前半のほうの、環境保全対策だけれども、ガイドライン1ページの、ガイドラインの概要のところの下に、労働安全衛生規則とダイオキシンの要綱の話だけが出てくるが、これは、環境保全対策の話になってくると、一般建築物の解体だとか撤去だとかといったときの対応も、当然必要な施策として環境対策として出てくる。私はそっちのほうはあまり詳しくないけれども、その制度的な縛りも何かかかってくるのかなと思っている。労働安全衛生規則は、もうこの段階の話ではないのではないか。これは周辺環境に対する影響だろう。

○（県）はい。

○（座長）ダイオキシンの廃棄物焼却炉の解体関係の話はあってもいいが、それ以外にもう少し、広範な建物解体なんかの話を書かないといけない。

○（委員）一般粉じんみたいなのも書くと。

○（座長）そう、そういうのも含めて。

○（県）はい、それも含めてもう一度、検討させていただきたいと思う。

○（座長）今日の訂正バージョンは、どのぐらいでできるか。

○（県）いろいろご指摘いただいたので、2週間か3週間いただければと思う。なるべく早くやらせていただきたいと思いますと思うが。

○（座長）了解した。

○（県）先生方へ資料をお送りするので、またご意見を頂いて、徐々にいいものにしていきたいと考えている。

また、第3回の検討会については、12月24日の土曜日、場所は決定していないが、京都のほうでお願いできればと思っている。

- （座長）次回は、今日、白抜きになっている部分と、先ほどご指摘のあった足りない部分があれば、それも付け加えてという形で出して欲しい。
- （県）了解した。

V 傍聴人の意見

<豊島住民会議>

- （豊島住民会議）4点ある。

1点目は、資料のⅡ-2基本計画の修正案というところの5ページの図1、撤去等の主な流れというフローチャートをもとに説明していて、除染をして判断基準を超えたものが、基準以下であれば堆積物なし、基準を超えたものを堆積物ありとして処理するという話で、PCBの廃棄物でいうと、法の基準を超えたか超えていないかで、有害物がなしというのでそのままやるのと、塗料中の鉛の話で、有害物があるということで取り扱うということの2つ。要するに、卒業できたものとできなかったものに分けて対策しますという話なので、そういうふうにしたほうが良いと思う。

「堆積物あり」というとずっと、豊島の廃棄物が付いたまま後始末をするような話になってくるわけなので、その堆積物なし、ありみたいな表示の仕方は、何か誤解を招くのではないかと思う。

要するに、有害物があるか、ないかで、処理の特管の産廃として取り扱わなければいけないかというのを有害性があるか、ないかだけで判断しているので、そのような書き方にしたほうが、何か分かりやすいのではないかと。誤解を生まないという意味で。

- （座長）分かった。検討させてもらう。
- （豊島住民会議）2点目は、座長がおっしゃった、作業場内の気中濃度、空気中のダイオキシンの濃度を測って管理区域をつくるという話でいうと、要するに、一番最初の管理区域というのは、養生をするか、しないかという、飛散防止対策のための作業場の分け方という話なので、そういう趣旨のタイトルにすれば分かるのではないかと。
- 要するに、ダイオキシン濃度を測定して、管理区域を1、2、3と分けて、1、2、3に合わせて養生を完全に養生して、例えば第3管理区域だったら、前室を設けて着替えをするようなところが要るかという話。
- （座長）分かった。ただ、それは整地状態というか、何もしない状態でやるのか、それとも、さっきの話のように、そこの中である作業を、一定の作業するのですかという前提でやらなくてはいけない。何となく事前に決められるかなという気もしている。今のような、きちっと囲って漏洩、絶対というのではないけど、漏洩の程度の問題もある。

○（豊島住民会議）そういう形の整理の仕方が必要で、場合によっては、その設備をつくって、クリーンルームみたいなものをつくる必要が、前室をつくる必要があるのではないかということは、書き込んでおく必要があるのかなと。

3点目は、Ⅱ－4－（4）の最後の周辺環境モニタリングの話だが、解体作業をする期間が1年なのか、2年なのか分からないが、要するに、定期的に周辺環境の測定をするのであれば、今は年2回としているのを、場合によっては年4回、春夏秋冬にするとかというような、頻度の問題が少し、飛散の恐れがあるのであれば増やすというようなことも考えていただきたいと。それは希望である。

4点目は、本日議論されていなかった話で、大気汚染防止法が改正されて、建物を壊すときには、今、アスベストの含有建材があるかないかの事前調査をして、含有建材があれば、別途撤去、特管産廃として処理しなければいけないという制度になっている。この施設では2001年、2002年のころに建てており、2004年から含有建材は製造禁止になったがそれ以前のものなので、場合によっては、内部の仕切り板なんかには含有されている可能性がある。その処理というのは、ここの委員会で議論をしなければいけないのではないかと思う。

○（座長）分かった。それがあるとなると、また話は別となる。施設を造った段階というのは分かっているのか。造ったときの素材について、一度、チェックしておこう。

○（委員）スレートあたり、使っているかもしれない。

○（委員）建物だけではなくて、機械もある。機械のほうも使っていないとはいえない。

○（座長）分かった。それは調べておくこととする。

○（県）了解した。

VI 閉会

○（座長）本日は、長時間にわたりありがとうございました。以上をもって、第2回豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する検討会を終了する。どうもありがとうございました。

以上の議事を明らかにするため、本議事録を作成し、議事録署名人が署名押印する。

平成 年 月 日

議事録署名人

委員

委員